

市民・にぎわいスポーツ
文化・消防委員会
令和7年12月12日
市民局

<市第46・47号議案関連資料>

市第46号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正 市第47号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正

1 趣旨

本市における情報公開制度のDXを推進し、市民の利便性向上を図るため、令和8年度から情報公開システム（以下「システム」といいます。）を運用することに伴い、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」といいます。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「保護条例」といいます。）の一部を改正します。

併せて、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）での議論を深め、より効果的に個人情報保護の措置を講じができるよう、個人情報を取り扱う事務の委託に関する審議会への報告範囲を変更するため保護条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 情報公開条例

ア 開示の実施（第16条）

システムでは、その開示対象文書を30日間はいつでもオンラインによる閲覧（視聴）及び写しの交付（電磁的記録のダウンロード）を可能とすることから、再開示制度を適用除外とします。

イ 他の法令等との調整（第17条）

開示請求が多く不開示となる情報がない行政文書などは、あらかじめシステムに登載し、自由な閲覧及び取得を可能とすることから、開示請求の対象外とします。

(2) 保護条例

ア 審議会への報告（第5条）

現行保護条例では、個人情報を取り扱う事務の委託は、全件を審議会に報告していますが、新規委託、かつ、個人情報の取扱件数が多いもの、又は漏えい等により個人の権利利益を害するおそれがあるものを報告対象とします。

イ 別表（第12条）

システムにより電磁的記録の保有個人情報の写しを交付する場合の手数料の額は、情報公開条例に規定する電磁的記録の文書を電子情報処理組織の使用により交付する場合の手数料の額と同額とします。

項目	情報公開条例	保護条例
(ア) 開示自体の手数料		無料
(イ) 写しの交付代金の性質		手数料
(ウ) 写しを紙で交付	白黒1枚10円、カラー1枚50円	
(エ) 電磁的記録を記録媒体に複製して交付	媒体費用+1ページ10円又は1ファイル210円（※）	
(オ) 電磁的記録を電子情報処理組織の使用により交付	1ページ10円又は1ファイル210円（※）	現行条例では規定なし ➡ 情報公開条例と同額の手数料を規定

※WordやPDFのようにページの概念がある場合は1ページ単位、その概念がない音声データやExcelなどは1ファイル単位

3 施行期日

- (1) 情報公開条例 令和8年5月1日
- (2) 保護条例 規則で定める日（ただし、審議会の報告に係る改正は、令和8年4月1日）

4 参考資料

- (1) 新旧対照表（情報公開条例の一部改正）別紙1
- (2) 新旧対照表（保護条例の一部改正）別紙2

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(開示の実施)</p> <p>第16条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p> <p>2 前項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。</p> <p>3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>5 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、実施機関は、正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。</p>	<p>(開示の実施)</p> <p>第16条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p> <p>2 前項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。</p> <p>3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>5 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、実施機関は、正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。</p>

(他の法令等との調整)

- 第17条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。
- 4 行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報保護法第60条第1項又は横浜市会個人情報の保護に関する条例(令和5年2月横浜市条例

6 指定情報処理システム（行政文書の開示又は一般への公開を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によって処理するための市長が指定する情報処理システムをいう。）を使用して行う第1項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示については、実施機関が指定する日から30日間当該行政文書の開示を実施するものとする。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

(他の法令等との調整)

- 第17条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
(1) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等
(2) 前条第6項の指定情報処理システムを使用する方法により現に一般に公開されている行政文書
- 4 行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報保護法第60条第1項又は横浜市会個人情報の保護に関する条例(令和5年2月横浜市条例

第6号。以下「市会個人情報保護条例」という。)第2条第4項の保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)について、本人から開示請求があつたときは、個人情報保護法又は市会個人情報保護条例によるものとし、この条例は、適用しない。

別表 (第18条第1項及び第2項)

1 写しの作成に要する手数料

(表省略)

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(2の表省略)

第6号。以下「市会個人情報保護条例」という。)第2条第4項の保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)について、本人から開示請求があつたときは、個人情報保護法又は市会個人情報保護条例によるものとし、この条例は、適用しない。

別表 (第18条第1項及び第2項)

1 写しの作成に要する手数料

(表省略)

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

(2の表省略)

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(審議会への報告)</p> <p>第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等</p> <p>(2) 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる事由による個人データの提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容等</p> <p>(3) 法第69条第2項第4号に掲げる事由による保有個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容等</p> <p>(4) 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成 当該個人情報ファイル簿に記載された事項</p> <p>(5) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容</p> <p>(6) 令第21条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の消</p>	<p>(審議会への報告)</p> <p>第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託 <u>（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が規則で定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものに限る。）</u> 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等</p> <p>(2) 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる事由による個人データの提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容等</p> <p>(3) 法第69条第2項第4号に掲げる事由による保有個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容等</p> <p>(4) 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成 当該個人情報ファイル簿に記載された事項</p> <p>(5) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容</p> <p>(6) 令第21条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の消</p>

除 当該消除の事実

- (7) 法第112条第1項の規定による提案 同条第2項各号に掲げる事項
2 前項各号に掲げるもののほか、実施機関は、個人情報の保護に関し必要と認める事項について、審議会に報告することができる。
3 審議会は、実施機関に対し、前2項の規定による報告に係る事項について意見を述べることができる。

別表（第12条）

1 写しの作成に要する手数料

【別記1 参照】

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

【別記2 参照】

除 当該消除の事実

- (7) 法第112条第1項の規定による提案 同条第2項各号に掲げる事項
2 前項各号に掲げるもののほか、実施機関は、個人情報の保護に関し必要と認める事項について、審議会に報告することができる。
3 審議会は、実施機関に対し、前2項の規定による報告に係る事項について意見を述べることができる。

附 則

この条例中、第5条第1項第1号の改正規定は令和8年4月1日から、別表の1の表の改正規定は規則で定める日から施行する。

別表（第12条）

1 写しの作成に要する手数料

【別記1 参照】

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

【別記2 参照】

【別記1】

現行

写しの作成の方法	手数料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
マイクロフィルムの用紙への出力		実費相当額	
電磁的記録の記録媒体への複製	1枚につき10円		ページ数がある電磁的記録
			記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

改正後（案）

写しの作成の方法	手数料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
マイクロフィルムの用紙への出力		実費相当額	
電磁的記録の記録媒体への複製	1枚につき10円		ページ数がある電磁的記録
			記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		
<u>電磁的記録の情報公開条例第16条第6項の指定情報処理システムの使用による交付</u>	<u>ページ数がある電磁的記録</u>		<u>1ページにつき10円</u>
	<u>ページ数がない電磁的記録</u>		<u>1ファイルにつき210円</u>
<u>文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の情報公開条例第16条第6項の指定情報処理システムの使用による交付</u>	<u>1ページにつき10円</u>		

【別記2】

現行

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

改正後（案）

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額